

## IV 生涯学習

### 1 なぜ生涯学習社会を目指すのか

生涯学習とは、人が生涯にわたり、学び・学習の活動を続けていくことである。学校教育や社会教育に限らず、自分のキャリアを切り開いたり、趣味や娯楽、ライフワークとして、何か新しいものを学び続けたり、ボランティアとして地域社会のために貢献するなど、国民一人一人がその生涯にわたって「学び」を通して自らを高めることが求められている。

さらに、人々の学習に対するニーズが高まるに従い、地域や家庭教育の振興も生涯学習の範疇に入ってきており、その対象や範囲は更に広がることが予想される。

2006年（平成18年）12月に改正された教育基本法において新たに生涯学習の理念が盛り込まれた。

第3条「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」

社会的背景としては、次の点が挙げられる。

- いわゆる学歴社会の弊害を是正するためには、形式的な学歴によらずに、生涯の各時期の学習の成果が適切に評価される社会を目指すことが求められていること。
- 自由時間の増大、高齢化、社会の成熟化等に伴い、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増大していること。
- 科学技術の高度化、情報化、国際化、産業構造の変化等、経済や社会の変化に伴い、人々が絶えず新しい知識・技術を習得することが求められていること。

このような社会的背景の下で生じる人々の様々な学習需要に対応するとともに、学校のみならず多様な場で行われる学習の成果を適切に評価することが必要となっている。生涯学習社会の実現は、このような要請に応えるものである。

### 2 生涯学習の今日までの歩み

#### ① 1965年（昭和40年）ユネスコ成人教育推進国際委員会

ポール・ラングランが、「生涯教育－生涯にわたって統合された教育」（Lifelong Integrated Education）を提唱し、その概念が国際的に普及する。

#### ② 1984年～1987年（昭和59年～昭和62年）「臨時教育審議会答申」

4次わたる答申で「生涯学習体系への移行」等を提言している。

〈主な内容〉

- ア 学歴社会の弊害の是正と評価の多元化
- イ 家庭・学校・社会の諸機能の活性化と連携
- ウ スポーツの振興
- エ 生涯学習の基盤整備

#### ③ 1990年（平成2年）「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」

いわゆる「生涯学習振興法」。この「法律」により各都道府県に「生涯学習審議会」が設置されるとともに、全国的に様々な分野において、生涯学習を推進していく出発点となった。

**④ 1992年（平成4年）「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」**

**（第1期生涯学習審議会答申）**

生涯学習振興方策の具体的課題として、次の4点を指摘している。

- ア ボランティア活動の支援・推進
- イ 社会人等を対象としたリカレント教育の推進
- ウ 現代的課題に関する学習機会の充実
- エ 青少年の学校外活動の充実

**⑤ 1996年（平成8年）「地域における生涯学習機会の充実方策について」**

**（第3期生涯学習審議会答申）**

以下の各施設について、充実方策を提言している。

- ア 社会に開かれた高等教育機関
- イ 地域社会に根ざした小・中・高等学校
- ウ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設
- エ 生涯学習に貢献する研究・研修施設

**⑥ 1999年（平成11年）「生活体験・自然体験が日本の子どもたちの心をはぐくむ」**

**（第4期生涯学習審議会答申）**

青少年の「生きる力」をはぐくむ地域社会の環境の充実方策として以下の点を提言している。

- ア 地域の子どもたちの体験機会の拡大
- イ 地域の子どもたちの遊び場の充実
- ウ 地域における子どもたちの体験活動などを支援する体制の構築
- エ 過度の学習塾通いをなくし子どもたちの「生きる力」をはぐくむ

**⑦ 2004年（平成16年）「今後の生涯学習の振興方策について」**

**（中教審 生涯学習分科会審議経過報告）**

当面重点を置いて取り組むべき分野として以下を提示している。

- ア 職業能力の向上
- イ 家庭教育への支援
- ウ 地域の教育力の向上
- エ 健康対策等高齢者への対応
- オ 地域課題の解決

**⑧ 2006年（平成18年）教育基本法改正**

時代の変化に対応すべく、約60年ぶりに改正された教育基本法に「生涯学習の理念（第3条）」が新設されたことをはじめ、「家庭教育（第10条）」（新設）、「社会教育（第12条）」（改正）、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）」（新設）等、学校教育のみならず、生涯学習・社会教育関係の規定の充実が図られた。

**⑨ 2008年（平成20年）「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（中教審答申）**

具体的な方策として、以下の3点を提言している。

- ア 国民の学習活動を促進する具体的方策
- イ 家庭・地域の教育力の向上に関する具体的方策
- ウ 地域社会全体で学習活動を支援する具体的方策

## ⑩ 2013年（平成25年）第6回中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

### （中教審 生涯学習分科会）

ア 生涯学習・社会教育を取り巻く社会が変化する中で求められるもの

（ア）個人の自立に向けた学習

（イ）絆づくり・地域づくりに向けた体制づくり

イ 社会教育の役割及び課題

社会教育は、個人の自立に向けた学習のニーズや絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応する上で、中心的な役割を担っていくことが期待される。

ウ 今後の社会教育行政の取組の方向性～「社会教育行政の再構築」～

今後、社会教育行政は社会教育行政が抱える課題に対応し、社会のあらゆる場において地域住民同士が学び合い、教え合う相互学習等が活発に行われるよう環境を醸成する役割を一層果たしていくことが求められる。

エ 生涯学習振興行政の調和・統合機能の強化

今後、社会教育行政が、個別の施策についてネットワーク型行政を展開するに当たり、生涯学習振興行政は、より一層、全体を総合的に調和・統合する機能を強化する必要がある。

## ⑪ 2015年（平成27年）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（中教審答申）

これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の在り方を提言している。

地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築する。

## ⑫ 2018年（平成30年）「第3期教育振興基本計画について」（中教審答申）

基本方針（生涯学び、活躍できる環境を整える）と次の教育政策目標を提言している。

ア 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

イ 人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進

ウ 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進

エ 障害者の生涯学習の推進

## 3 生涯学習のねらい

### （1）社会の変化に対応した生涯学習

#### ① 科学技術の高度化と情報化への対応

科学技術の高度化によって、絶えず新しい知識や技術を習得するための学習を生涯にわたって続けることが必要になってきている。

また、教育・文化・経済などあらゆる分野に情報が満ちあふれ、社会全体に高度情報化が進んでいる。こうした中で、情報を正しく選択し、活用する能力を培うことが大切になってきている。

#### ② 国際化への対応

近年、諸外国との交流が一段と深まっている。こうした中で、異文化を正しく理解し、外国の人たちと共生できる豊かな国際感覚が求められている。

特に、人権問題、環境問題等の人類共通の課題について理解を深めていかなければならない。

#### ③ 高齢化への対応

生涯にわたって希望に満ちた生きがいのある人生を送るためには、生涯を通して生き生きとした学習を継続していくことが大切である。

また、高齢化社会に伴って生じる様々な問題を、高齢者だけの問題にするのではなく、全ての

人の共通の課題として取り組んでいかなければならない。

## (2) 社会の変革を目指した生涯学習

### ① 全ての人々が人権を尊重し合う社会を実現するために

一人一人の人権が互いに尊重され擁護される社会は、国民（県民）一人一人の努力によって築き上げられるものである。私たち一人一人が人権尊重の担い手であることを認識し、人権問題を自分の問題として捉えて、その解決のために主体的に取り組むことが、人権尊重社会を実現するために最も必要なことである。

そのため、生涯学習の機会を通して人権感覚を磨き、全ての人の人権が共存する人権尊重社会の実現に向けた意欲や実践力を養っていく必要がある。

### ② 学歴偏重の社会を是正するために

教育を重視する国民性や所得水準の向上等により、高学歴者の割合が増加してきている。こうした高学歴化が個人の知識・技能を高める一方、学歴偏重の風潮を生み出し、受験競争の過熱化等、深刻な問題を招いている。

学校教育への過度の依存を改め、生涯の各期に学んだことが適切に評価される生涯学習社会を創造していかなければならない。

### ③ 男女共同参画社会を実現するために

「女子差別撤廃条約」の批准、「男女雇用機会均等法」の施行など、男女平等社会を目指した法・制度上の整備が図られている。

しかしながら、今なお「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える考え方（固定的性別役割分担意識）が根強く残っている。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会をつくっていかねばならない。

## (3) 自己実現を目指した生涯学習

自由に使用できる時間を確保し、その時間を自分の趣味・特技を生かした学習に充てるなど、有効に活用することにより、自分の人生をより豊かなものにしていくことができる。

同時に、学んだことを積極的に地域づくりに生かすことが大切である。

## (4) 地域づくりに生かす生涯学習

地域の特性を生かした魅力ある地域づくりのためには、公民館等の生涯学習施設を中心として、多様な学習機会を提供し、各種イベント等を開催するなど、地域全体の活性化を図ることが大切である。

## 4 生涯学習と学校教育

### (1) 開かれた学校づくり

学校は地域における学習活動の身近な拠点となり得る施設であり、学校外の学習活動の振興においても大きな役割を果たすものであることから、余裕教室の活用に当たっては、社会教育施設等に転用しない場合においても、学校開放の一層の促進に配慮しなければならない。

また、社会教育施設等に転用できる条件が整っている学校においては、地域における学習活動を積極的に支援する観点から、社会教育施設等に転用し、地域住民の利用を考慮した活用を図っていくことが望ましい。

## (2) 「生きる力」を育み「自己実現」を図る

生涯学習社会に積極的に対応していくためには、自分自身で考え、行動していく能力が必要である。

この点に関連して、第15期中央教育審議会は、1996年（平成8年）、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の第一次答申を取りまとめ、子供たちに「生きる力」を育むことの重要性を訴えた。さらに、同答申は、『生きる力』をはぐくむということは、社会の変化に適切に対応することが求められるとともに、自己実現のための学習ニーズが増大していく、いわゆる生涯学習社会において、特に重要な課題であるということができよう。」とし、生涯学習社会における「生きる力」の重要性を指摘している。

次に、2003年（平成15年）、中央教育審議会答申では、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」として、①自己実現を目指す自立した人間の育成 ②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成 ③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成 ④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成 ⑤日本の伝統・文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成を目標とし、「21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すこととしている。

また、2006年（平成18年）に公布施行された教育基本法の改正では、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴って重要となっている生涯学習の理念を規定し、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間を目標としている。

さらに、2013年（平成25年）の第6回中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、グローバル化や情報通信技術の一層の進展、そして急速な少子高齢化と人口減少が予想される状況を踏まえて、「国民一人一人の能力の向上・底上げが不可欠」であり、「子どもについては『生きる力』が、成人については、自立した一人の人間として力強く生きていくための『総合的な力』が必要であると指摘する。こうした力は「生涯にわたって、多様な場で様々な学習経験を積む中で、身につけられるもの」であることから、生涯学習社会の実現が一層求められる。

## (3) 学校・家庭・地域の連携

教育基本法の改正では、教育を貫く重要な理念として「生涯学習の理念」が明記され、加えて「家庭教育」「社会教育」「学校・家庭・地域住民等の相互の連携協力」等の新設・改正等、子供は「社会の宝物」として、社会全体で取り組むことの重要性を打ち出している。

さらに、2008年（平成20年）「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(中教審答申)では、学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくりとして、学校を地域の拠点に地域ぐるみで子供の教育を行う環境づくりの推進を挙げ、学校支援の仕組みづくりとしての「学校支援地域本部事業」や子供の放課後の居場所づくりとしての「放課後子どもプラン」の推進を掲げている。また、身近な地域における家庭教育支援や学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実も求めている。

## 5 学習指導要領等改訂の基本的な方向性 —学校教育と社会との連携—

新しい学習指導要領等に関する中央教育審議会答申（平成28年12月21日）によると、グローバル化が進展し複雑で加速度的に変化する社会の中で、子供たちが自らの人生や社会をよりよく変えていくために必要な力を身に付けるためには、予測できない変化に自ら向き合い、主体的に学び続けようとする姿勢が重要であると指摘されている。

そのような姿勢を育てるためには、自らの意志により生涯を通じて学びに向き合い、自らの可能

性を高めていこうとする生涯学習に取り組める環境が大切になってくる。その環境づくりのためには、学校が家庭や地域との連携を強め、様々な機会や場所を捉えて、家庭や地域と協働しながら児童生徒の教育に当たる必要がある。

### (1) 社会に開かれた学校、社会に開かれた教育課程

児童生徒が変化の激しい社会を生きていくためには、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学ぶことが大切であり、その実現に向けて学校が社会に開かれた存在になることが求められている。

そのためには、児童生徒に必要な力や、よりよい社会を創るための目標を社会と共有し、共に教育に当たることや、学校外部の教育資源を積極的に活用することが重要である。

以下に、関連資料として新学習指導要領に関する中央教育審議会答申（抜粋）を示す。

#### ※平成28年12月21日 中央教育審議会（答申）（抜粋）

#### 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（中教審第197号）19,20頁

##### 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

##### 第4章 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」

##### 1 「社会に開かれた教育課程」の実現

（前略）

- これらの課題を乗り越え、子供たちの日々の充実した生活を実現し、未来の創造を目指していくためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる、開かれた環境となることが不可欠である。そして、学校が社会や地域とのつながりを意識し、社会の中の学校であるためには、学校教育の中核となる教育課程もまた社会とのつながりを大切にすることが必要である。
- こうした社会とのつながりの中で学校教育を展開していくことは、我が国が社会的な課題を乗り越え、未来を切り拓いていくための大きな原動力ともなる。特に、子供たちが、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、自らの人生や社会をよりよく変えていくことができるという実感を持つことは、困難を乗り越え、未来に向けて進む希望と力を与えることにつながるものである。
- これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

このような「社会に開かれた教育課程」としては、次の点が重要になる。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

## (2) 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施（家庭・地域との連携・協働）

学校が家庭や地域と連携を強め、目標やビジョンを共有し、地域の様々な人材を活用しながら、子供たちの成長に向けて、学校、家庭、地域が全体としてバランスのとれた教育を展開していくことが重要となる。また、キャリア教育を進める上でも企業や産業界との関わりが大切である。これに関しては次のように述べられている。

※平成28年12月21日 中央教育審議会（答申）（抜粋）70頁

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第10章 実施するために何が必要か ー学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策ー

### 3 社会との連携・協働を通じた学習指導要領等の実施（家庭・地域との連携・協働）

- 学校がその目的を達成するためには、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等（多様な専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）とともに、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実と活性化を図ることが大切であり、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。
- 今後、一層家庭や地域の人々と目標やビジョンを共有し、家庭生活や社会環境の変化によって家庭の教育機能の低下も指摘される中、家庭の役割や責任を明確にしつつ具体的な連携を強化するとともに、地域と連携・協働して地域と一体となって子供たちを育む、地域とともにある学校への転換を図ることが必要である。
- 次期学習指導要領等では、キャリア教育の充実や、高等学校における専門的な教育の充実を図る観点から、企業の協力、産業界との関わりがこれまで以上に重要となる。教育課程の理念をどのように共有し、働きかけをしていくかを、具体的に計画していく必要がある。

この答申を受けて、**高等学校学習指導要領（平成30年3月）**では、「就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資する」ことが、学校が果たすべき役割の一つに掲げられた。さらに、「関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること」と記し、キャリア教育のより一層の充実を求めている。また、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習を充実すること」で「社会に開かれた教育課程」を実現していくことも重要であると記されている。（中学校も同様の規定）

#### <参考資料等>

- ・平成27年度 文部科学白書（生涯学習社会の実現）
- ・「平成28年度版 生涯学習・社会教育行政必携」 第一法規
- ・「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）平成28年12月 中央教育審議会